

## ななえ空き家・空き地バンク利用の流れ

### □ 基本事項

- 利用可能な方 ～ 七飯町に在住の方、移住・引越希望の方。
- 提出書類 ～ 「[ななえ空き家・空き地バンク利用申込書](#)」、その他町が必要とする書類。

### ① バンク利用の申込

- 町（バンク）のホームページ（<http://www.town.nanae.hokkaido.jp/hotnews/category/156.html>）から、「[ななえ空き家・空き地バンク利用申込書](#)」をダウンロード・印刷し、必要事項を記入して下さい。

### ② 利用可否の決定

- 書類審査の結果により、バンクの利用を認める場合、その旨を利用希望者に連絡します。
- 残念ながら利用を認められない場合、その理由を利用希望者に連絡します。

### ③ 所有者等への連絡

- 希望物件の所有者及び協力不動産業者に利用希望があった旨連絡します。
- 所有者の了解の後、連絡先（氏名・電話番号等）を利用希望者にお知らせします。

### ④ 所有者との交渉・契約

- 情報提供後の交渉・契約等は当事者間(所有者-利用希望者-協力不動産業者)で行っていただきます。
- 契約時には、所定の手数料（宅地建物取引業法の規定額）が必要になります。
- 交渉終了後、結果（契約の成否）を町に報告して下さい。



ご不明なところやご相談がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

**七飯町 都市住宅課 住宅対策係**

〒041-1192 北海道七飯町本町6丁目1番1号

【TEL】 0138-65-5794 【mail】 [info@town.nanae.hokkaido.jp](mailto:info@town.nanae.hokkaido.jp)